

# 女性の就業環境快適化整備事業補助金

## Q&A

※内容については、適宜、更新する可能性があります。

※必ず要領などを確認して申請してください。

### 1 補助事業者に関すること

Q 本社が福井県外にある場合でも申請できますか？

A 福井県内にある主たる営業所がある事業者が対象となります。

Q 建設業以外の事業も行っている場合は申請できますか？

A 福井県競争入札参加資格者名簿(「建設工事」「測量業務等および道路清掃業務」のいずれか)に登載されていれば申請できます。

Q 物品購入・役務の提供等の入札参加資格を持っていますが申請できますか？

A 申請できません。建設産業の女性活躍を目的としているため、それ以外の事業者は補助対象外となります。

Q これから入札参加資格審査に申請するつもり(もしくは申請中)ですが、審査に申請したら補助金の申請もできますか？

A 登載後でないと申請できません。名簿に登載されているかどうかは県土木管理課 HP でご確認ください。

[競争入札参加資格審査\(建設工事・測量等業務委託\)](#) | [福井県ホームページ](#)

Q 「通常枠」と「ふくい女性活躍推進企業プラス+登録企業枠」のどちらでも申請できますか？

A いずれかを選択するものとします。

Q 「ふくい女性活躍推進企業プラス+」とはなんですか？

A 福井県独自の登録制度です。詳細や登録の申請につきましては下記 HP をご確認ください。

[「ふくい女性活躍推進企業」登録募集中！！\(電子申請でも受付開始しました\)](#) | [福井県ホームページ](#)

## 2 補助対象経費に関すること

Q 女性用トイレや女性用更衣室の設置改修はどのようなものが対象になりますか。

A 補助の対象となる設置改修は次のとおりです。ただし、設置改修の範囲は福井県内にある本社、営業所または支店であり、工事現場事務所や工事現場休憩所は対象外です。

### (1)女性用トイレ設置改修内容

・女性用トイレの新設(各階に同時に新設し、申請する場合は複数箇所を補助対象とします。)

・共用トイレを男女別トイレ(個室)に改修

※女性用トイレに手洗い場を設けること。ただし、トイレ手洗い管は手洗い場として認めません。

※便器の増設や洋式化は対象外

※具体的な対象経費は要領で確認してください。

### (2)更衣室設置改修内容

・増改築による新設

・既存の部屋の改修(空調設備の設置等)

※出入口は鍵付きとし、女性専用の更衣室であることがわかるようにしてください。

※更衣ロッカーなどの備品は補助対象外ですが工事を伴う設備は補助対象とします。

※具体的な対象経費は要領で確認してください。

手洗い場のイメージ



トイレのイメージ

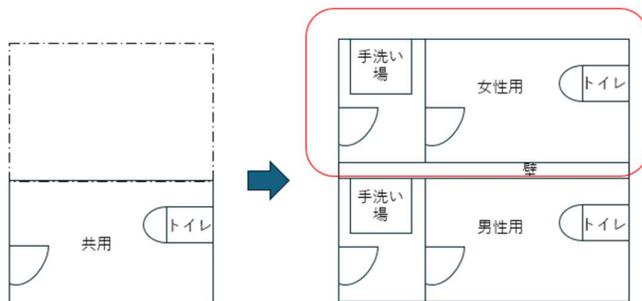


更衣室のイメージ



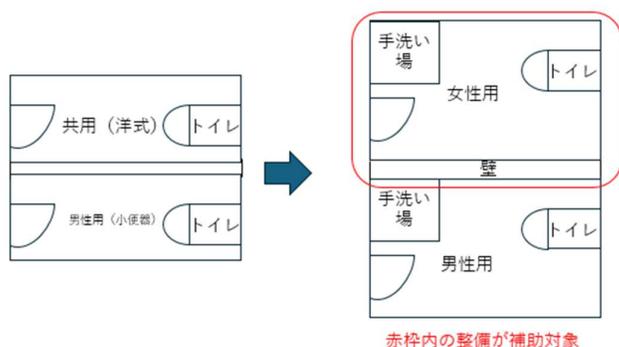
## 平面図

例①：共用トイレ（1つ）を改修する場合



赤枠内の整備が補助対象

例②：共用+男性用トイレ（小便器）のトイレを改修する場合



### 3 提出書類について

Q 地方消費税の滞納がないことを証明事項とする納税証明書の提出が必要とのことだが、税務署が発行するどの種類の納税証明書を添付すればよいのか？

A 地方消費税の滞納がないことを証明するものである、「納税証明書(その3の3 未納税額のない証明用)」を管轄の税務署より取得し、提出してください。

### 4 その他について

Q 応募をすれば必ず補助金が受けられますか？

A 提出された計画書等をもって審査を行い、事業内容が採択基準に適合しているか確認のうえ、予算の範囲内で決定します。応募をもって補助金の交付決定を約束するものではありません。また、資格取得の交付決定を受けていても検定に不合格となった場合は補助金が受けられません

Q すでに契約や工事をしていても補助金を受けられますか。

A 交付決定前に契約、工事着工している場合はついては補助金を受けることができません。

Q 「事業完了」とは、何をもって「完了」とするのか？

A 補助事業の支払いが終了したことををもって完了とします。

Q 事業計画書に記載した目標を達成できなかった場合は補助金を返還する必要はありますか？

A 事業計画書に記載した目標を達成できなかったことををもって補助金の返還は不要です。